

平成28年度

白井市市民団体活動支援補助金 (活動立上型) 【募集要項】

申請書受付期間は、

12月1日(火)～1月29日(金)です。

※土日祝日、年末年始<12月29日(火)～1月3日(日)>
を除きます。

【問い合わせ先・申請書類提出先】

白井市役所 市民活動支援課
〒270-1492 白井市復 1123
電話：047-492-1111（内線3152）
※説明、相談等は随時行っています。

白井市



1. 補助金の内容

市は、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するために、公益活動を実施する市内の団体に対し、市民団体活動支援補助金（活動立上型・活動支援型）により支援しています。

平成28年度に活動立上型補助金を希望する団体を募集します。

活動立上型の対象団体は、下記のとおりです。

皆様からの多くの応募をお待ちしています。



団体の区分	新たに公益活動団体を 立ち上げる予定のグループ	公益団体を設立後 3年未満の団体
団体要件	○5人以上のグループ ○1年以内に活動団体を立上げること。 ○活動を継続して行う予定があること。 ○年間の活動計画を立てて活動すること。	○団体の構成員が5人以上 ○定款・規約・会則等により、自主的かつ自立的な運営を行う団体 ○年間の活動計画を有し、事業活動の収支が明らかな団体
	○白井市内に活動拠点をもち、市内で公益活動を行うこと。 ○1年以上継続的に同一目的による公益活動の実施が見込まれること。 ○宗教活動または政治・選挙活動を目的としないこと。 ○暴力団やその構成員が関与していないこと。	
補助期間	1年間 （応募は3回を限度とし、補助期間は1回の応募につき1年間）	
補助率	補助対象経費の合計額の80%	
補助限度額	年間5万円	年間10万円
申請書類	①白井市市民団体活動支援補助金（活動立上型）応募申請書(第2号様式) ②事業計画書（活動立上型） ③収支予算計画書 ④グループの構成員名簿（任意様式も可） {住所(字まで)、氏名は必須} ⑤活動の企画等がわかる資料等 ※①～④は必須提出、⑤は任意提出 ※団体の定款、規約またはそれに準じる書類については、団体設立後に提出すること。	①白井市市民団体活動支援補助金（活動立上型）応募申請書（第2号様式） ②事業計画書（活動立上型） ③収支予算計画書 ④団体の定款、規約またはそれに準じる書類（任意様式） ⑤団体の構成員名簿（任意様式も可） {住所(字まで)、氏名は必須} ⑥団体の活動を紹介する資料等 ※①～⑤は必須提出、⑥は任意提出

※ 補助対象事業は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに実施される事業が対象です。

※ 補助対象経費のうち、国又は地方自治体等の制度により補助等を受ける事業は、補助対象外とします。

※ 団体につき1事業の応募とします。なお、1つの事業が複数の内容を含むことも可能です。

※ 予算の範囲内で補助金を交付するため、補助希望額が補助限度額以内であっても、補助金が補助希望額を下回ることがあります。

※ 団体設立からの経過年数は、応募日現在を基準とします。

※「公益活動」とは…

社会教育の推進・環境保全・まちづくり・地域安全などの以下の非営利の活動を通じて、広く市民全体の生活利益を増進させる活動をいいます。

特定非営利活動促進法第2条第1項が規定する特定非営利活動の20分野

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

2. 補助金の募集

(1) 募集团体

新たに公益活動団体を立ち上げる予定のグループ、又は公益団体を設立後3年未満の団体であって、P.1の団体要件を全て満たす団体

(2) 募集期間

平成27年12月1日～平成28年1月29日（金）

※募集期間後の提出は受け付けられません。

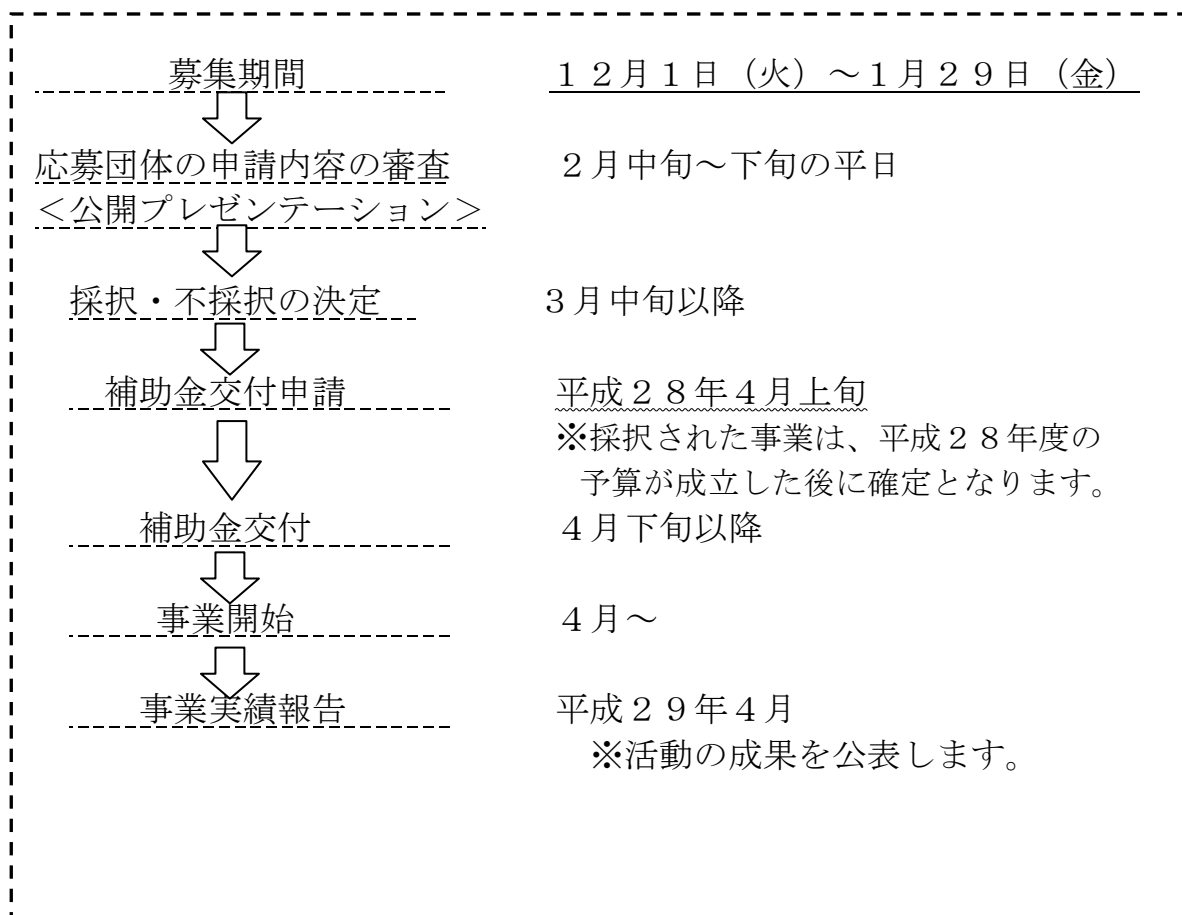
(3) 提出方法

白井市役所市民経済部市民活動支援課（市役所1階）に申請書類一式を直接持参、郵送のいずれかで提出

※補助金申請を希望する団体は、事前に市民活動支援課にお申し出のうえご相談ください。また、提出いただいた申請書類は、市民活動推進委員会での書類審査を円滑に行うため事前に確認をさせていただきますので、お手数ですが、遅くとも応募期限の一週間前までに市民活動支援課窓口を持参していただくようお願いします。

※提出書類はお返しできませんので、**提出前にコピーを取ってください。**

3. スケジュール（予定）



4. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、市民公益活動団体が行う公益活動にかかる経費であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとします。

- (1) 白井市における社会問題や地域課題の解決、軽減等に寄与する事業
- (2) 市と協働して実施することで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業
- (3) 他の団体と協働して実施することで、効果が期待できる事業
- (4) 公益活動団体の新規設立に係る経費
- (5) 公益活動団体の運営に係る経費
- (6) その他公益活動の活性化につながる事業

項 目	備 考
報償費	講演会等の外部講師・指導者への謝礼等 申請事業に限定されます。それ以外の事業における報償費の支出については、補助対象となりません。 【対象の例】 ・ 講師への謝礼 ・ 視察先への手土産 ・ 事業実施協力者へのお礼 【対象外の例】 ・ 構成員が行った講演会への謝礼 ・ 構成員に対する記念品
交通費	打合せ・研修会等に係る電車、バス代等 【対象の例】 ・ 視察や研修に係る電車、バス代 ・ 講師との打合せに伴う電車・バス代 【対象外の例】 ・ 通勤に伴う交通費（電車・バスやガソリン代）
消耗品及び 原材料費	1品につき1万円未満の物品。 申請事業に含まれない団体運営のための消耗品の利用も認めます。ただし、団体運営に利用せず、申請事業以外の事業のみに利用する消耗品・原材料費については補助対象となりません。 【対象の例】 ・ コピー用紙、事務用品 ・ 事業実施における原材料費 ・ 事業実施のための軍手・作業着、その他消耗品 【対象外の例】 ・ 構成員の福利厚生に関する消耗品 ・ 構成員のための食事のための材料費

図書購入費	書籍代等
	団体運営のための図書購入費は補助対象です。 【対象の例】 ・ 活動内容に関する書籍代 ・ 活動に必要と認められる雑誌代・専門新聞代 【対象外の例】 ・ 一般的な新聞代 ・ 娯楽的要素が大きい雑誌代
印刷製本費	チラシ等作成費、コピー代
	申請事業に限定されます。それ以外の事業における印刷製本費の支出については、補助対象となりません。 印刷製本費とは、事務処理上「印刷及び製本を依頼」するための経費であり、自らの紙と印刷機を使って自らが作成する場合の経費、紙代は消耗品に分類します。 【対象の例】 ・ 申請事業実施の啓発を目的としたポスターやチラシ 【対象外の例】 ・ 申請事業以外の事業における印刷製本費
通信費	郵便料金等
	申請事業に限定されます。それ以外の事業における通信費の支出については、補助対象となりません。 【対象の例】 ・ 申請事業実施に関する郵便代金・配送料 【対象外の例】 ・ 申請事業以外の事業における郵便代金
保険料	損害保険料
	【対象の例】 申請事業開催時における損害保険
使用料	施設使用料及び物品の借上げ費等
	ただし、事務所等の賃借料については対象経費から除きます。 申請事業に限定されます。それ以外の事業における使用料の支出については、補助対象となりません。 【対象の例】 ・ 申請事業実施の打合せのための会議室使用料 ・ 申請事業イベント会場の使用 ・ 申請事業実施に係る物品、車輛のレンタル料

	【対象外の例】 ・ 申請外事業の打ち合わせのための会議室使用料 ・ 構成員の福利厚生のための会場使用料、物品のレンタル
燃料費	灯油・ガソリン代 申請事業に限定されます。それ以外の事業における燃料費の支出については、補助対象となりません。 機器の燃料については、原則申請事業において使い切る量の支出を認め、補助の対象とする燃料を他の事業において利用することは禁止します。 【対象の例】 ・ 草刈機の燃料代金
委託料	会場設営等委託料 申請事業に限定されます。それ以外の事業における委託費の支出については、補助対象となりません。 【対象の例】 ・ 申請事業開催時の交通整理、警備に係るもの ・ 申請事業開催時の会場設営委託料 【対象外の例】 ・ 申請事業以外の事業の際の交通整理、警備に係るもの
備品費	公益活動団体の活動に必要な1品につき1万円以上の物品。 ただし、同一年度につき合計で10万円を超える部分については対象経費から除きます。 申請事業に含まれない団体運営のための備品の支出も認めます。ただし、総会に要する備品等、備品の主たる利用目的が申請外の仕事のみに利用する備品の購入のための支出については認めません。 団体運営のための備品であって、申請事業以外でも利用できるもの（マイク・アンプ等）については、認めます。 【算出の方法】 備品A：6万円、備品B：7万円を購入した場合、当該年度の補助対象経費として算定できるのは、備品購入費を合算した13万円ではなく、10万円までとなります。 ※ただし、補助限度額が5万円の場合は5万円となります。 【対象の例】 ・ 子ども用遊具 ・ ごみ集積のための大型ごみ箱 ・ 事務室の机、椅子、書庫、パソコン、プリンターなど、事務用の備品

	【対象外の例】 ・ 構成員の福利厚生のための備品（マッサージ器・トレーニング用具等）
研修費	講座受講料、大会等の参加費等。 団体運営のための研修費を認めます。ただし、懇親会等飲食を含むもの、年会費のような構成員資格に関するもの、宿泊費のように研修と直接関係のない費用については補助対象となりません。年会費や宿泊費が研修費とあわせて請求のある研修については、その経費全てが対象となりません。
その他	申請事業における経費であって、あらかじめ申請があり、市長が認めた場合に限ります。 申請事業における事業費については、市と補助団体が事業実施前に協議を経て、適切なものであると市長が認めた場合は、事業費としてそれを計上することは可能です。ただし、その他の経費については、事業実施に際して適切なものであったとしても、事業実施前に協議のないものについては、補助対象となりません。

ただし、上記にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象となりません。

- (1) 総会に要する経費
- (2) 構成員の親睦に要する経費
- (3) 構成員に対する報酬・謝礼に要する経費
- (4) 市、国、地方自治体又はこれに準ずる団体が交付する他の補助金の対象事業に要する経費
- (5) 不動産及び不動産の維持管理に要する経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

5. 補助金の審査について

(1) 市民活動支援課による審査

応募申請書及び事業計画書等の申請書類一式について書類審査を実施

(2) 市民活動推進委員会による審査

書類審査、申請団体による公開プレゼンテーション及び質疑を実施

補助金の採択の可否は、白井市市民活動推進委員会の意見を尊重し、市長が決定します。評価結果は公開いたします。

<公開プレゼンテーション及び質疑>

時期：平成28年2月中旬～下旬の平日（詳細は後日通知します）

時間：1団体合計30分以内(予定) 参加できる人数：1団体3名程度

<評価方法>

下記の6つの評価項目（1項目0点～5点 30点満点）について評価の視点により点数化し、評価点数が満点（30点）の8割（24点）以上を採択団体、8割（24点）未満を不採択団体として市長に報告します。

白井市市民活動推進委員会は、学識経験を有する人、公共的団体等の代表者、市民の11人の委員からなる機関です。

○評価項目と視点（活動立上型）

	項 目	評 価 の 視 点
1. 公 益 性		
市の責任領域として、市が税金を支出する合理的な根拠があるかの評価を求めるもの	（1）市が税金を投入する必要がありますか？	個人や民間、または地域団体などのみでは解決が難しく、市の責任において支援することが必要であるかなどの視点から
	（2）この活動は、不特定多数の市民のためになりますか？（ある人々だけが得をすることはないですか。）	申請団体の会員の利益になるものではなく、市民に開かれた事業かの視点から
2. 妥 当 性		
補助事業の内容や目的が適正であるかの評価を求めるもの	（1）現在の社会情勢に対応していますか？	少子高齢化、自然環境保全、リサイクル推進、国際化、地域福祉の充実、市民ニーズの高まりなど、現在の社会情勢に沿ったものであるかの視点から
	（2）活動目的及び目標は明確ですか？	活動目的や目標が明確であり、その目的・目標が補助内容と合致しているかの視点から
3. 効果・効率性		
補助金を支出することにより、行政目的が達成できるかの評価を求めるもの	（1）事業計画は、現実的であり実現は可能と判断できますか？	実現可能で無理のない事業計画であり、具体性があるかの視点から
	（2）団体の継続的な運営が期待できますか？	団体の継続的で熱意や意欲をもった運営や事業展開を期待できるかの視点から

6. 補助金の交付決定後の流れと手続

- 補助金の交付が決定した団体の事業計画や補助金交付予定額などは補助金の透明性を確保するため公表します。また、活動の成果についても公表します。
- 平成28年度の補助金は4月以降に交付します。
採択を受けた団体は、補助金の交付申請を4月に提出いただきます。
交付を受けた団体は、実績報告書等を翌年3月に提出いただきます。
- 申請した事業内容は原則として変更できません。事業を実施しなかった場合や、事業を縮小された場合は、補助金の全額または差額を返還していただきます。